

労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6264-6543 まで!

河本社労士事務所

(編集担当:伊藤)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1-9-26 船場ISビル5F Tel:06-6264-6264 Fax:06-6264-6265

全国労基署の機能強化～36協定指導員300人に～

政府は、平成32年までに下記のような目標を掲げていますが、達成に向け難しい状況にあります。過労死などの労災請求も高水準で推移しており、長時間労働の是正をめざした監督指導の徹底が求められます。

- 週60時間以上働く雇用者の割合を5%
- 年次有給休暇取得率を70%

このような状況から、厚生労働省は、長時間労働の是正を柱とする実効性ある働き方改革を推進するため、**全国労働基準監督署の監督指導態勢を一段と強化する方針です**。「労働時間管理適正化指導員」や「時間外及び休日労働点検指導員」の大幅増員を図って、下記をすすめようとしています。

- 長時間労働が疑われる事業場などを立入調査
- 36協定などの適法化

具体的には、労働基準監督官のOB合計54人に現場復帰(非常勤)してもらい、**長時間労働が疑われる事業場や起業などで新規に把握した事業場を対象に重点的な監督指導に当たります**。

また36協定の適法化対策としては、「時間外及び休日労働点検指導員」を現行198人から300人に大幅増員します。労基署に届けられた36協定の受理に際して、同協定に定められた限度基準に沿った内容となっているかを点検し、必要な窓口指導を実施します。事業場への訪問指導などを行う「労働時間管理適正化指導員」については、現行144人から154人に拡充します。

特別条項付き36協定を労基署に届け出た事業場など、**長時間労働が疑われる事業場を対象に自主点検の実施を要請するとともに、訪問指導により労働時間管理の適正化をアドバイスしていきます**。特に、月平均80時間を超える36協定を届け出ている事業場に関しては、時間外労働の上限規制などを周知するためのセミナーを全国600カ所で開催する予定です。36協定未届けの事業場への働き掛けも強めます。

【労働新聞より】

4月から変わること...

平成30年4月から様々な制度が変更になっております。厚生労働省関係を中心に主な制度変更についてお知らせします。

項目	内容	実施時期	主な対象者
労災保険率の改定	労災保険率、第三種特別加入保険率、労務費率が改定。	平成30年 4月1日	事業主
子ども・子育て 拠出金率の改定	児童手当の支給に充てられる同拠出金の拠出金率を厚生年金の標準報酬月額及び標準賞与額の2.9/1000とする。 (改定前2.3/1000)	平成30年 4月1日	事業主
現物給与の改定	報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもの(住宅の貸与、食事、自社製品)で支払われる場合(現物給与)の価額が改定。 すべての都道府県において、 食事の現物給与価格が変更 。	平成30年 4月1日	事業主・従業員
国民年金保険料	平成30年度の国民年金保険料が月額16,340円(平成29年度より150円減額)となる。	平成30年 4月1日	国民年金の 被保険者
障害者の法定雇用 率の引き上げ	障害者雇用義務の対象として、精神障害者が加わり、対象となる事業主の範囲が、 従業員45.5人以上 に広がる。	平成30年 4月1日	事業主・従業員

※雇用保険料率については、前年度から変更はありません。

平成30年4月14日(土)21:30~23:00は全館停電のため、FAX等が不通になります。お客様の皆様には、何かとご不便・ご迷惑をおかけ致しますが、何卒ご高承賜りますようお願い申し上げます。